多面的機能発揮促進事業に関する計画の概要
中山間地域等直接支払交付金実施要領第12に基づく公表

令和3年2月4日

登米市

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成26年法律第78号）第７条第５項の規定に基づき、多面的機能発揮促進事業に関する計画を認定したので、同条第６項の規定に基づき、その概要を下記のとおり公表する。

記

種類				実施地域等		実施期間	実施主体
1号事業	２号事業	３号事業	４号事業	地域	重点区域との重複の有無		
	○			登米市津山地区	無	R2年度 ～ R6年度	沢田集落協定